

平成30年2月号

【発行元】

岐阜県福祉のまちづくり推進協議会
〒501-3246
関市緑ヶ丘2-5-78
TEL : 0120-337-301
FAX : 0575-24-5733

月刊 あったかいご通信

月刊「あったかいご通信」を発行する土地活用研究会は、地域密着の建設会社が福祉施設の開業をサポートする全国50社の国内最大級のネットワークです。毎月、業界の最新情報や成功事例をお届けします。業界全般の最新情報や経営のコツ、利用者募集や人材マネジメントなどリクエストも大歓迎です！

※記事引用 ・ 厚生労働省 ・ 国土交通省 ・ ㈱官公通信社 ・ 高齢者住宅新聞社 ・ 福祉新聞 ・ 日本経済新聞 他

<2018年度報酬改定> 障害 地域生活支援に重点



厚生労働省は5日、障害福祉サービス事業者に支払う報酬の改定に伴う来年度からの配分方針を決めた。障害者が高齢化し、障害の重度化も進んでいるため、同居する親・兄弟が亡くなった後も見据えた地域生活支援サービスや、支援拠点の充実に重点が置かれた。

改定は3年に1度。総額では**0・47%**の引き上げが既に決まっている。

重度障害者への支援をしやすい新類型のグループホーム「日中サービス支援型」では、これまでにない「利用者3人に1人」という職員配置区分を設け、報酬を**利用者1人当たり1日1万980円**とした。従来型のホームで最も手厚い「4人に1人」の配置の場合は6610円で、大幅に増額した。

施設やグループホームを出て1人暮らしを希望する障害者を支えるため、原則1年にわたり定期的巡回訪問する新サービス「自立生活援助」にも報酬が付く。

また、各種サービスに共通して、人員配置や個別支援計画の作成が適切でない事業所へのペナルティーを強化する。人員基準を満たさない状態が3か月以上続いた場合には、報酬の減額幅を30%から50%に広げるなどして、適正運営の確保を図る。収益率が高い「就労継続支援A・B型」や「放課後等デイサービス」は、報酬の算定方法を現状より細分化し、事業実態を基本報酬に反映させた。実質的に引き下げとなる事業所が多い。

【障害福祉サービス報酬改定ポイント】

- ①重度の障害者を支援するグループホームに新類型「日中サービス支援型」を創設
- ②障害者総合支援法改正に伴い、「自立生活援助」「共生型サービス」の報酬を設定
- ③地域生活支援拠点で相談や緊急受入、日中活動をした場合の加算を引き上げ
- ④医療的ケア児に対する支援で体制整備や連携強化などに加算
- ⑤「就労継続支援A・B型」「放課後デイ」の基本報酬を引き下げ